

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

年末年始の休暇分散

政府や知事は、年末年始の帰省や旅行で人の移動が集中し、新型コロナウイルスの感染が全国的に広がるのを防ぐため、年末年始休暇を分散して取得するよう協力を呼び掛ける。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 9(月) 友引	119番の日、秋の全国火災予防運動
10(火) 先負	源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(水) 仏滅	税を考える週間
12(木) 大安	
13(金) 赤口	
14(土) 先勝	二の酉、プロ野球パ・リーグCS
15(日) 仏滅	旧暦10月1日、七五三

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
11/ 2(月)	23,295 △318	104.84 ▼0.49
3(火)	文化の日	
4(水)	23,695 △400	104.87 ▼0.03
5(木)	24,105 △410	104.30 △0.57
6(金)	24,325 △220	103.42 △0.88

GoToトラベルに係る税務上の取扱い

GoToトラベルは、国内旅行を対象に旅行代金の1/2相当額(上限は1人1泊あたり2万円、日帰り1万円)を支援するもので、旅行代金の35%割引と15%相当の地域共通クーポンが付与されます。

なお、11月6日以降の予約・販売分からビジネス出張などが対象外となり、17日以降は1回の旅行で7泊分までが支援対象となります。

◆課税事業者における消費税の課税関係

◎旅行・宿泊事業者が対象商品を販売した場合……事業者は旅行・宿泊商品を35%割引で販売し、国からの給付金(割引分)を旅行者に代わって受領するため、値引きを行うものではありません。例えば、2万2千円(税込)の対象商品を販売した場合、旅行者から1万4300円、国から7700円を受領することになり、課税売上(税抜)は2万円となります。

◎取扱店でクーポンと現金で支払われた場合……地域共通クーポンは、取扱店(土産物店等)での商品代金等の支払を国が一部負担するもので、値引きを行うものではありません。例えば、2200円(税込)の商品販売の際にクーポン1千円分と現金1200円を受領した場合、課税売上は2千円となります。

◎クーポン利用でお釣りが生じる場合……地域共通クーポンは、お釣りが出ませんが、例えば、880円(税込)の商品販売の際に1千円のクーポンを受領した場合、レシート等により通常販売価格が税込880円であることを明示し、差額の120円を雑収入などの不課税収入としている場合、課税売上は800円となります。なお、レシート等で通常販売価格と釣銭相当額を区分していない場合、税込1千円で販売したことになり、課税売上は909円となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201542

令和元年度における法人税の申告事績

国税庁によると、令和元年度における法人税の申告件数は294万9千件で、新型コロナウイルスの影響を受けて申告所得金額は65兆52億円(前年度比11.4%減)と10年ぶりに減少し、申告税額は11兆5546億円(同9.7%減)となりました。

また、申告件数のうち黒字申告は104万2千件(同2.5%増)で、黒字申告割合は35.3%(同0.6ポイント増)と9年連続で上昇しましたが、黒字申告1件あたりの所得金額は6239万円(同13.5%減)となっています。

一方、申告欠損金額は14兆8149億円(同13.5%増)、赤字申告1件あたりの欠損金額は777万円(同13.8%増)と、大幅に増加しました。

年末調整で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方が年末調整で保険料控除を受けるためには控除証明書が必要です。

生命保険料や地震保険料を支払った場合は、保険会社から届く「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った場合は、年金事務所から届く「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金を支払った場合(個人払込の加入者)は、国民年金基金連合会から届く「小規模企業共済等掛金払込証明書」を申告書に添付等して提出します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「Go Toトラベル」に係る税務上の取扱い

◆旅行・宿泊事業者における対象商品販売時の取扱い

Go Toトラベル事業は、国内旅行を対象に、旅行代金の1/2相当額の給付を行うもので、そのうちの7割（旅行代金の35%）が旅行代金に充当されます。国からの給付金の給付先は旅行者ですが、旅行・宿泊事業者が旅行者に代わって給付金を受領するため、旅行・宿泊事業者が販売する旅行・宿泊商品の対価の額が変わるものではありません（事業者が値引きを行うものではない）。

したがって、消費税の課税事業者に該当する旅行・宿泊事業者が、支援対象の旅行・宿泊商品22,000円（税込）を販売する場合、旅行者から現金等で14,300円受領し、事務局から7,700円受領することになりますが、旅行・宿泊事業者の消費税の課税売上げ（税抜）は、20,000円となります。

◎旅行・宿泊事業者の処理例（税抜経理）

【旅行・宿泊商品販売時】

借方	貸方
現金等 14,300 未収入金 7,700	売上 20,000（消費税課税） 仮受消費税(10%) 2,000

【事務局から受領時】

現金等 7,700	未収入金 7,700
-----------	------------

◆地域共通クーポン取扱店舗における商品販売時の取扱い

地域共通クーポンは、旅行先の土産物店等での商品代金等の支払に利用できるものとして、国から旅行者に給付し商品代金等の一部を負担するものです。そのため、地域共通クーポンの取扱店舗が販売する商品の対価の額が変わるものではありません（取扱店舗が値引きを行うものではない）。

したがって、消費税の課税事業者に該当する取扱店舗が、例えば2,200円（消費税込）の商品販売の際に、1,000円分の地域共通クーポンと現金1,200円を受領する場合、取扱店舗の消費税の課税売上げ（税抜）は、2,000円となります。

◎地域共通クーポンの取扱店舗の処理例（税抜経理）

【商品販売時】

現金等 1,200 未収入金 1,000	売上 2,000（消費税課税） 仮受消費税(10%) 200
-------------------------	-----------------------------------

【クーポン精算時】

現金等 1,000	未収入金 1,000
-----------	------------

◆地域共通クーポン利用時にお釣りが生じる場合の取扱い

地域共通クーポンは、券面額未満の商品代金の利用でも、お釣りは出さないことになっています。

消費税の課税事業者に該当する地域共通クーポンの取扱店舗（土産物店等）が、例えば880円（消費税込）の商品販売の際に1,000円の地域共通クーポンを受領した場合、レシート等により、通常販売価格が消費税込で880円（もしくは税抜価格800円、消費税額80円）であることを消費者に明示し、差額の120円について、雑収入など不課税収入として経理している場合には、取扱店舗の課税売上げ（税抜）は800円となります。

なお、取扱店舗が、通常販売価格と釣銭相当額をレシート等において区分していない場合には、消費税込1,000円で商品を買ったことになるため、課税売上げ（税抜）は909円となります。

◎地域共通クーポンの取扱店舗の処理例（税抜経理）

【商品販売時】

未収入金 1,000	売上 800（消費税課税） 仮受消費税等(10%) 80 雑収入 120（消費税不課税）
------------	--

【クーポン精算時】

現金等 1,000	未収入金 1,000
-----------	------------

◆Go Toトラベル事業を利用した旅行者個人の課税の取扱い

本事業は国内旅行を対象に、旅行者等を通じて、旅行代金の1/2相当額の給付を旅行者に対して行うものであり、この給付は旅行者個人の一時所得として所得税の課税対象となります。

なお、一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除額が適用されるため、他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告は必要ありません。